平成２１年（フ）第４４６号
静岡県焼津市中根493番地の１　中根マンションＥ209号
債務者　宮本亜希雄
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６０号
静岡県榛原郡吉田町片岡1602番地の５
債務者　鈴木　康仁
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８３号
静岡県焼津市大住113番地の８
債務者　棚橋　義光
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０６号
静岡県榛原郡吉田町片岡90番地の１　ハイマートアインス103号
債務者　八木　広海
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１０号
静岡市駿河区有明町11番１号　市営有明団地１棟29号
債務者　角谷　和子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７号
石川県能美市西二口町イ17番地
債務者　上田　惠里
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３４９号
青森市浪打２丁目12番９号　ビクトリー２号館209号
債務者　齊藤　　敦
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
青森市古川１丁目３番20号太助内
債務者　鷲田　榮子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７６号
愛知県知立市上重原町花立９番地
債務者　野々山和之
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
青森市筒井３丁目12番40号
債務者　石岡　卓夫
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
静岡市清水区由比東山寺1269番地の１　室野団地８号室、前住所静岡県庵原郡由比町北田140番地の８
債務者　芳野　浩雅
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２０号
静岡県島田市金谷2230番地の６
債務者　金城千代子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２６１号
神奈川県横浜市栄区長尾台町125　第三勝美荘２号室
債務者　柳岡　純義
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２６２号
東京都立川市栄町２丁目34―３―103
債務者　佐藤　忠男
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２６３号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目４―23―105
債務者　日置　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部